

半田山ハイツ町内会だより

2026年度(令和8年度) 第3号

令和8年9月27日 総務部発行
第2回理事会の概要、まちのつながり便り[2]



町内会が法人格を得てから30年を経過しました。この間、町内会を取り巻く環境は大きく変化しています。しかし、運営体制は特任理事制度を除けば見直しはなされてなく、町内会が行うべき業務の種類と量の変化に追従できる形に改める必要があります。

そこで、令和8・9年度に、執行部と専門部の体制、特任理事制度と役員の定年制に関する検討を行い、可能なものから実施します。

.....

町内会運営体制の見直し - 専門部 -

業務量が10年前から半減したものに婦人部・高齢福祉部があります。そこで、名称を業務内容に即して「イベント部」に改めます(町内会規約第30条に定める「臨時の専門部」と位置付けます)。イベント部の業務は、小中学校の入学祝、喜寿・米寿等のお祝い、さくらの会、フェスタの当日運営、子ども向け新規イベントとします。

福利厚生部の業務は、横井学区スポーツ協会行事への協力です。このため、同協会が関係する各種行事に対応できる体制に年度内に改めます。なお、岡山市公式LINEのリリースが遅れているため、総務部の見直しは令和9年度に行います。

区選出理事の人数は、令和9年度は3名減で計画中です。

.....

防災訓練について

防災訓練を10月10日(土)に実施します。内容は次の6項目です。消火器訓練、地震体験車(平成末の起震車をグレードアップした車)、車中泊展示、救急法、防災トイレ、非常食(アルファ化米)の試食です。

ご来場される際は、先週配布した発災当日の滞在場所に関するアンケート調査、および、上履きと収納袋のご持参をお願いします。

さらに、今回はイベント保険を全参加者に加入いただきます。受付で個人ごとに氏名、居住区、電話番号のご記入をお願いします(保険料は町内会負担)。

.....

フェスタ2026について

1. 10月31日(土)の正午から、緑道の広場で開催します。
2. フリーマーケットは事前登録制です(3区の古米副会長にお尋ね下さい)
3. 津高台団地集会所のトイレは使えません。
4. チケット販売については、現在配布中の資料をご参照ください。

移動図書館



移動図書館あおぞら号

毎月第4土曜日 14:30～15:00

半田山ハイツ第3遊園地(8区)

次回以降予定 **10月24日(土)**

11月28日(土)

半田山ハイツ まちのつながり便り[2]

◆シニアくらぶ

当くらぶは、会員の親睦と生きがい、福祉の増進を目的として活動しております。新しい知識を吸収し、健康管理を向上し、閉じ籠りを防ぐため観光旅行で英気を養い心身のエネルギーを回復充実させる取り組みをしております。

今年7月は、工学系教員歴を持つ太田垣博一氏による「大学工学部での先進科学への挑戦」等の講演を受講しました。特に未来の宇宙学では目の覚める思いでした。

今年度の後半は、同じく工学系教員歴を持つ野津 滋氏 による「人間ドック受診時に示される基準値とは？」などの講演、半田山フェスタへの参画、秋の慰安旅行、温泉付き忘年会、明けて2～3月は集会所二



階全域を使って鉄道模型を動かし雛祭りを楽しむ会など、幼児・児童対象の行事も計画しております。

私自身は、曾野綾子氏著【老いの才覚】記載の「自立と自律」を心がけております。

シニアくらぶ 代表 大西 利通

◆半田山寿会

【ミッション】～めざすもの～

- 半田山ハイツのシニア層を中心とする住民の皆様がいきいきと暮らしていける地域づくり

【そのために…】

- 〈ふれあいの場・健康づくりの場〉のご提供
 - ・「あっ晴れ！もも太郎体操」/「フレイル健康チェック」
- 若者たちとの〈世代間交流〉～
 - ・岡山理大サッカー部と協働しての地域貢献活動への取り組み
- 〈新しいこと〉との出会いの場のご提供
 - ・主にシニア層対象の講演会の開催など

【これからは…】

- 半田山ハイツ全体へ 交流の場のご提案
 - ・『おしゃべりサロン』の開催など
- 安心安全な生活環境づくりへの挑戦
 - ・『なんでも相談会』の開催など

これからの時代の“ロールモデル”
となるような活動を目指します!!
会 長：皆木 賢



◆半田山ハイツパトロール隊

パトロール隊は発足からおおむね20年を経過しました。最も重要な役割は児童・生徒の登下校の安全について、仲良し会および香和中PTAと協調した見守り活動です。特に、児童の登下校については道路交通法で定められている努力義務*を果たします。

永年の懸案であった第三遊園地付近の通学路は、町内会のご努力により、令和5年度の不陸調整により平坦な路面になりました。ついで、令和6・7年度は枝木の大規模な伐採が行われました。そして、早ければ令和9年度に下り坂の急勾配部に、雨雪や落葉による転倒防止のための柵が取り付けられます。なお、現在は町内会と共に斜面の改善を要求中です。

パトロール隊はスタッフが不足気味です。月～金のいずれの曜日でも構いませんから、朝7時半頃から20分程度ゴルフセンターバス停付近で登校時の見守りへのご協力を是非お願いします。

代表 21区 中橋 正

[*道路交通法第14条4]

児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとる

ことにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。

